

ご利用の皆様へ

感染症拡大防止策への同意書

利用者が遵守すべき事項

- ①以下の事項に該当する場合は、ご利用を見合わせること
 - ア 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ②マスクを持参すること（受付時や着替え等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- ③こまめな手洗い（30秒以上）アルコール等による手指消毒を実施すること
- ④他の利用者、施設職員との距離（できるだけ2m以上）の確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- ⑤利用中に大きな声で会話、応援等はしないこと
- ⑥感染防止のために利用前後に備品等へのアルコール消毒をすること
- ⑦**利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、運動場管理事務所（0284-41-3963）へ速やかに濃厚接触者の有無について報告すること**
- ⑧施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること
- ⑨会議室をご利用の際は、1時間に10分以上窓を開けて換気すること
- ⑩総合運動場、市民武道館が定めたその他の措置についても遵守し指示に従うこと

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- ①運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から周囲の人と十分な距離（少なくとも2m以上）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合は除く）
- ②強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
- ③位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- ④運動・スポーツ中に唾や痰をかくことは極力行わないこと
- ⑤タオルの共有はしないこと
- ⑥飲食については、館内では行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- ⑦ゴミは持ち帰ること（飲みきれなかったドリンク等、鼻水、唾液などが付いたゴミはビニール袋に入れて密封して縛ること）

□上記内容を遵守し、適切に利用することに同意いたします。 チェック欄に☑してください。

令和2年 月 日 署名 _____

運動場管理事務所